大里広域地域包括支援センター事業業務委託

受託法人募集要領

大里広域市町村圏組合

大里広域地域包括支援センター事業業務委託受託法人募集要領

１　目的

この要領は、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下「市町」という。）で構成される大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が運営する地域包括支援センター事業の業務委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される法人を選定するために、必要な事項を定めるものである。

２　業務の概要

⑴　業務名

大里広域地域包括支援センター事業業務委託

⑵　業務内容及び実施体制等

仕様書に示す内容とする。

⑶　委託期間

委託期間は３年間とし、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

⑷　募集圏域

ア　日常生活圏域１６圏域（組合全域）　別紙１、２参照

人　口　370,542 人　高齢者人口　110,931 人

要介護者数　13,639 人　要支援者数　4,085 人(令和３年４月現在)

センター設置数　１６か所

イ　応募圏域

応募ができる圏域は、法人の運営する指定介護保険事業所が存する地域とする。ただし、特に管理者が認めた場合は、この限りでない。

⑸　委託料

ア　大里広域地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営財源は、業務委託料、第１号介護予防支援事業に係る報酬及び指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）とする。

イ　業務委託料については、予算の範囲内とする。

（参考：令和３年度は、16,000 千円/1 センター）

ただし、委託料に含まれるものは次のとおりとする。

・人件費

・事務費（消耗品費、修繕費、光熱水費、維持管理に要する経費等）

・事業費（業務委託費、リース料、備品購入費等）

ウ　準備委託料

現在のセンター受託法人以外の法人が、新たにセンターを設置する場合、令和４年度当初から円滑に業務ができるよう、令和３年度中に業務の引継ぎ及び必要な準備行為を行うものとし、準備に要した費用（「イ　委託料に含まれるもの」を除く。）について、予算の範囲内で令和３年度に限り支払う。なお、委託内容その他の必要な事項は、決定した法人と協議する。

３　実施形式

公募型プロポーザル方式

４　実施スケジュール

内　　容	月　　日
募集要領公表	令和 3 年 9 月 1 日（水）
募集説明会	令和 3 年 9 月 15 日（水）
質問受付期間	令和 3 年 9 月 16 日（木）～22 日（水）正午
質問への回答	令和 3 年 9 月 28 日（火）
参加申込・提出書類受付期間	令和 3 年 10 月 1 日（金）～12 日（火） 午後 5 時 15 分まで
選考（一次審査・二次審査）	令和 3 年 10 月下旬
結果通知	令和 3 年 11 月下旬
開設準備(システム設置)、事務の引継ぎ	令和 3 年 12 月上旬～令和 4 年 3 月
契約締結・業務開始	令和 4 年 4 月 1 日（金）

５　参加資格

⑴　大里広域市町村圏域内に指定介護保険事業所を有する次の法人であること。

ア　医療法人

イ　社会福祉法人

ウ　包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人

エ　アに準じる法人（医療事業を中心に行う法人）

⑵　法 115 条の 22 第 2 項の規定に該当しないものであること。(指定介護予防支援事業所としての基準)

⑶　申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。

⑷　申請書類受付日において、直近１年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村民税の滞納がないこと。

⑸　申請書類受付日において、物品の買入れ等の契約に関し、入札参加停止を受けていないこと。

⑹　役員の中に破産者及び禁錮（こ）以上の刑に処された者がいないこと。

⑺　会社更生法及び民事再生法等による手続をしている法人でないこと。

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

⑼　令和３年９月１５日に開催する募集説明会に参加していること。

6　募集説明会

⑴　開催日時：令和３年９月１５日（水）　午前１０時３０分から
⑵　開催場所：深谷市役所３階大会議室
⑶　参加方法：参加を希望する法人は、９月１４日（火）までに組合介護保険課へ参加する旨を電話にて連絡すること。
⑷　質問の受付
「大里広域市町村圏組合地域包括支援センター事業業務委託受託法人募集要領」、「大里広域地域包括支援センター事業業務委託仕様書」、「大里広域地域包括支援センター基本指針・運営指針」及び提出書類に関する質問を令和３年９月１６日（木）から９月２２日（水）正午まで、FAX 又は E-mail にて受け付ける。電話又は口頭での質問は、受け付けない。
なお、質問ごとに質問書（別紙３）を使用し、簡潔に記入すること。

7　参加の方法

⑴　受付期間
令和３年１０月１日（金）から１０月１２日（火）（土曜日、日曜日を除く。）午前８時３０分から午後５時１５分まで。

⑵　提出先
大里広域市町村圏組合　介護保険課　管理係
熊谷市曙町二丁目 68 番地
TEL：048-501-1330
提出書類の確認を行うため、事前に電話予約の上、持参すること。

⑶　提出書類
提出書類は「提出書類一覧表」のとおりとし、正本１部、副本８部を段ボール箱等に入れて提出すること。

８　選定の方法及び基準

⑴　選定方法
審査は、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会委員の一部及び市町介護保険担当課長で構成する審査委員が、一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）により、適切と判断した法人をセンター候補法人として選定し、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会の意見を踏まえ決定する。
原則として、参加する法人に対しては、一次審査（書類）、二次審査（プレゼンテーション）を実施するが、二次審査を省略することがある。

⑵　一次審査（書類）基準（別紙４）
ア　法人の評価
イ　職員・事務所
ウ　介護予防・日常生活支援総合事業/包括的支援事業
エ　その他

⑶　二次審査（プレゼンテーション）基準（別紙５）
ア　地域包括ケアシステムの構築
イ　公正中立の確保
ウ　緊急時の対応
エ　利用者意見の反映
オ　職員の研修
カ　個人情報保護
キ　市町・組合との連携

⑷　選定結果通知
選定結果については、令和３年１１月下旬に申請した法人に文書で通知

する。

9　契約

⑴　見積徴取

選定した法人に対し、本業務委託契約にかかる随意契約の見積もりを徴取する。

⑵　契約の締結

随意契約の方法により、契約を締結する。

10　提出先及び問合せ先

〒360－0033
熊谷市曙町二丁目 68 番地
大里広域市町村圏組合　介護保険課　管理係
TEL：048-501-1330　　FAX：048-527-1234
E-mail：kaigo03@osato-k.jp